



沖平財第 104-1 号  
2022(令和4)年10月5日

## 公益財団法人沖縄県平和祈念財団への予算措置に関する要望書

沖縄県知事 殿

沖縄県糸満市字摩文仁 444 番地

公益財団法人沖縄県平和祈念財団

会長 金城克也



公益財団法人沖縄県平和祈念財団は、「沖縄全戦没者の御霊を慰霊し、悲惨な戦争体験を風化させないため平和祈念及び平和発信に資する事業を行うとともに、霊域の尊厳を守るため追悼施設及び関連施設の維持管理に必要な事業を行い、もって世界の恒久平和に寄与すること」を目的として設立されております。

現在は、全国46都道府県及び同窓会等の団体により建立された慰霊塔・碑の清掃維持管理や沖縄県と指定管理者協定に基づき平和祈念公園及び平和の礎を管理しているほか、国立沖縄戦没者墓苑と糸満市米須、真栄里、健児の塔前に設置されている公衆用トイレの清掃管理を受託しており、委託料や県の補助金、指定管理料、寄付金などで運営費を賅っております。

しかし、昨今の人件費や諸費用が上昇する中、補助金はピーク時より半減し、また指定管理料は、初年度の平成18年度からほぼ同額で推移している等、自主財源の乏しい当財団の財務状況は厳しいものがあります。

このような状況をご理解賜り、財団を安定的に運営するため、下記の事項について要望いたしますので、早急に必要な措置をご検討いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 最低賃金の引き上げに伴う増額分の補填及び次年度の予算措置について

沖縄労働局は2022年度の県内最低賃金について現行の時給820円から過去最大の上げ幅となる853円に引き上げることを決定し、当財団が沖縄県から受託している事業等について負担増となっており、今回増額分の早急な補填と次年度受託事業は最低賃金等を考慮した予算措置、さらに補助金については増額をお願いしたい。

## 2. 「平和の礎」管理業務に必要な物品の調達について

平和の礎は2006年(平成18年)から指定管理者協定に基づき当財団が管理を行っており、平和発信の場にふさわしい緑に包まれた環境を維持するため、樹木や芝の保護育成と樹陰の創出を図る等、日頃の管理に努めておりますが、現在、乗用草刈機の老朽化による使用不可、作業用カートの経年劣化やチェーンソーが欠落している等により、清掃スタッフに大きな負担がかかっております。

今までは、別事業から管理用資機材を支援してまいりましたが、その体制にも限界がきており、購入費用を指定管理料から割り振るにも厳しいものがあるため、物品の更新について沖縄県で購入し、指定管理者に無償貸与していただきたい。

## 3. 園内バス運営費用の予算措置について

当財団は1974年(昭和49年)から園内バスを運行しており、当初は摩文仁霊域参拝者の送迎としての運行でしたが、2013年(平成25年)から公園全域を周遊するルートに変更して、来園者の利便性向上に努めてきました。2019年(令和元年)までは、毎日2台運行でしたが、2022年(令和4年)4月から新型コロナウイルス感染拡大による来園者の激減で園内バスの収入が減少したため、運行を日曜祝祭日に変更、10月からは感染者の減少傾向に伴い、運営が厳しい状況ではありますが、毎日1台運行を実施しております。

霊域参拝を目的に来園する高齢者も多く、広大な敷地を徒歩で移動している方々を見ると、園内バスの必要性が高いにもかかわらず、財団で運営するにも限界がきているため、車両管理も含めた運営費用について予算措置をしていただきたい。